

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により公告する。

令和7年8月8日 松山地方法務局大洲支局 登記官 権名津慎

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
5001-2023-0002	大洲市菅田町菅田 甲25